

参考資料

1. 農薬取締法

1) 目的 この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

2) 概要

- 第一章 総則(第1条～)
- 第二章 登録(第3条～)
- 第三章 販売の規制(第16条～)
- 第四章 使用の規制等(第24条～)
- 第五章 監督(第29条～)
- 第六章 外国製造農薬(第34条～)
- 第七章 雑則(第38条～)
- 第八章 罰則(第47条～)
- 附則

2. 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）

1) 目的 この法律は、飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする。

2) 概要

- 第一章 総則(第1条～)
- 第二章 飼料の製造等に関する規制(第3条～)
- 第三章 飼料の公定規格及び表示の基準(第26条～)
- 第四章 登録検定機関(第34条～)
- 第五章 雑則(第48条～)
- 第六章 罰則(第67条～)
- 附則

3. 食品や健康食品に関する法規

法規とは国民の権利を制限し、国民に義務を課す内容の法規範を指す。法規の制定は一般的には議会が行うが、法形式が法律である。一方、行政府が制定し、法規たる性質を有する法規命令と、法規たる性質を有しない行政規則に区別され、後者については法律の根拠を有しないと理解されている。法の種類には国会の議決に基づく法律と政令(施行令)、省令(施行規則)、告示、通達(通知)等があり、都道府県では条令、規則がある。

食品に関する法規を分類すると、①食品安全に関する基本的な施策の策定、②食品に関する製造、品質、表示・広告、販売、製造物責任に大別される。

一方、健康食品は一般的には経口摂取され、また、**特異(錠剤やカプセル等)**な形状をしたものが多いが、**法的には食品の範疇**として扱われている。日本国内における健康食品の定義は、未だ法的には正式なものはない。また、健康食品は国内での一般名称としてサプリメント、健康補助食品、栄養補助食品などの言葉が流通しているが、国内ではいずれも同意語として扱われており、健康食品の摂取目的を『**食事不足がちな栄養成分を補完・補給するもの**』と一般的には解釈されている。一方、米国ではハーブ、ビタミン、ミネラル、アミノ酸等の栄養素を1つ以上含む栄養補給のための製品で形状が錠剤、カプセル、粉末、ジェルキャップ、液剤のものをサプリメントと法的に定義し、さらにEUではFood Supplementsとして通常の食事におけ

る栄養素の補充目的で特殊な形態をとって市場流通し、栄養学または生理学的な機能を有する濃縮された栄養源成分と法的に定義されている。日本で言う通常のサプリメントはDietary Supplementの略である。

A 食品安全基本法

1) **食品安全基本法の目的** この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に的確に対応することの緊急性にかんがみ、“食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにする”とともに、施策の策定に係る基本方針を定めることにより、食品の安全の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

2) 食品安全基本法の概要

第一章 総則(1条～)

- ・目的(1条)
- ・定義(2条)食品とはすべての飲食物(薬機法で規定するものを除く)をいう。
- ・国、地方公共団体、食品関連事業者の責務(3条～8条)
- ・消費者の役割(9条)

第二章 施策の策定に係る基本的な方針(11条～)

第三章 食品安全委員会(22条～)

附則

B 食品衛生法

1) **食品衛生法の目的** この法律は、「食品安全の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする」

2) 食品衛生法の概要

第一章 総則(1条～)

第二章 食品及び添加物(5条～)

第三章 器具及び容器包装(15条～)

第四章 表示及び広告(19条～)

第五章 食品添加物公定書(21条)

第六章 監視指導(21条の2～)

第七章 検査(25条～)

第八章 登録検査機関(31条～)

第九章 営業(48条～)

第十章 雑則(57条～)

第十一章 罰則(71条～)

附則

3) 食品の安全性と改正食品衛生法

食品の安全性に以下の問題が発生しないよう厳守することが重要である。

- 1) 食品の腐敗、毒性
- 2) 有害食品添加物
- 3) 微生物等による食中毒
- 4) 残留農薬
- 5) 残留抗生物質 ……など

食品衛生法は食を取り巻く環境変化、国際化等に対応し、食の安全性を確保するために平成

30年6月に食品衛生法の一部が改正されたが、主な改正ポイントは以下のようになっている。(以下のカッコ内は施行日)

- 1) 広域におよぶ食中毒への対策を強化(2019年4月)
- 2) 原則すべての事業者 HACCP に沿った衛生管理を制度化(2020年6月)
- 3) 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集(2020年6月)
 - 注釈1. 健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。(8条新設)
- 4) 食品用器具、容器包装について、ポジティブリスト制度の導入(2020年6月)
- 5) 営業許可制度の見直しと営業届け出制度の創設(2021年6月)
- 6) 食品のリコール情報の行政への報告義務化(2021年6月)
- 7) その他、輸入・輸出に関する安全証明の充実(2021年6月)

*注釈1(第8条)

食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したもの(第3項及び第64条1項において「指定成分等」という。)を含む食品(以下この項において「指定成分等含有食品」という。)を取り扱う事業者は、その取り扱う指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合は、当該情報を、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道府県知事等」という。)に届け出なければならない。

○指定成分として、以下の4つが指定された。

- コレウス・フォルスコリー
- ドオウレン
- プエラリア・ミリフィカ
- ブラックコホシュ

4) HACCPとは

HACCP(Hazard Analysis and Critical Point System)は危害分析重要管理点と訳され、食品の安全性を脅かす事故発生の可能性を可能な限り最小限にするためのシステムである。これは事業者自らが食中毒菌による汚染等の危害要因をあらかじめ把握したうえで、原材料入荷から製品出荷までのすべての工程の中で、危害要因を除去・低減させるために、重要な工程を管理し、製品の安全性を確保する衛生管理手法である。

(参考)

Codex(国際食品規格委員会)の7原則

- 1) 危害要因の分析
- 2) 重要管理点の決定
- 3) 管理基準の設定
- 4) モニタリング方法の設定
- 5) 改善措置の設定
- 6) 検証方法の設定
- 7) 記録と保存方法の設定

C 健康増進法

- 1) **健康増進法の目的** この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し、基本的な事項を定めるとともに、“国民の栄養の改善その他の国民の健康増進を図る”ために措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

2) 健康増進法の概要

- 第一章 総則(目的等 1条～)
- 第二章 基本方針等(7条～)
- 第三章 国民健康・栄養調査等(10条～)
- 第四章 保健指導等(17条～)
- 第五章 特定給食施設(20条～)
- 第六章 受動喫煙防止(25条～)
- 第七章 特別用途表示等(43条～)
- 第八章 雑則(68条～)
- 第九章 罰則(70条～)
- 附則

D 日本農林規格等に関する法律 (JAS法)

- 1) JAS法の目的 この法律は農林水産分野において“適正かつ合理的な規格を制定”し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食料品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、農林物資の品質改善並びに生産、販売その他の取り扱いの合理化及び高度化並びに“農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大”を図り、もって農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益保護に寄与することを目的とする。

2) JAS法の概要

- 第一章 総則(目的等 1条～)
- 第二章 日本農林規格の制定(3条～)
- 第三章 日本農林規格による格付等(10条～)
- 第四章 日本農林規格による試験等(42条～)
- 第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化(59条～)
- 第六章 雑則(65条～)
- 第七章 罰則(76条～)
- 附則

E 食品表示法

- 1) 目的 この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。)の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、健康増進法(平成14年法律第103号)及び日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。

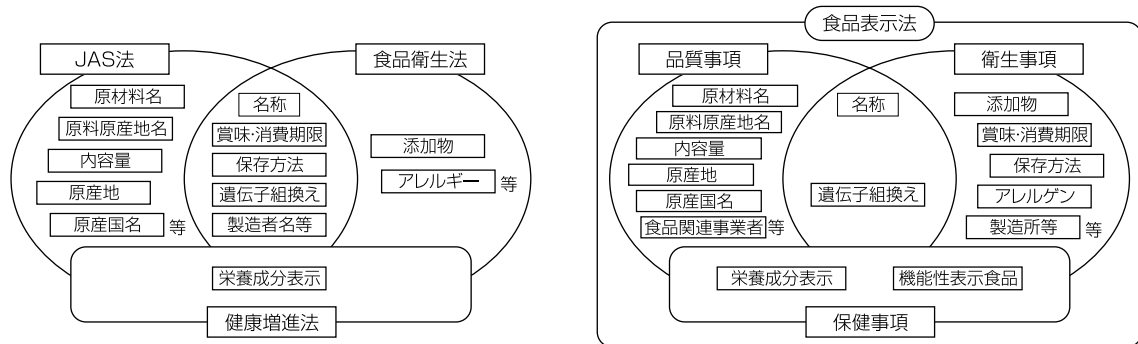
2) 概要

- 第一章 総則(第1条～)
- 第二章 食品表示基準(第4条～)
- 第三章 不適正な表示に対する措置等(第6条～)
- 第四章 差止請求及び申出(第11条～)
- 第五章 雑則(第13条～)
- 第六章 罰則(第17条～)
- 附則

3) 概要

「食品表示法」とは、食品の安全性の確保等を目的とした「食品衛生法」、品質に関する基準を定めた「JAS法」、健康維持と現代病予防を目的とする「健康増進法」の食品表示に係る規定を一元化した法律である。

1. これまでの食品表示のルールを定めていた法律は、前述のように①食品衛生法、②JAS法③健康増進法の3つがあるが、それぞれの法律には目的や表示ルールが定められていたため、非常に複雑で分かりにくいものでした。そこで、2015年4月に、その3つの法律を統合した「食品表示法」が施行された。これにより消費者は食品に表示されている原材料や栄養成分、原産地、添加物など、消費者自身が食品を選んで購入する際の助けとなる。



また、以下の内容についても重要である。

1. アレルギー表示に係るルールの改善
2. 栄養表示成分表示の義務化
3. 機能性表示食品の新設
4. 指定成分等含有量表示の義務化
5. 食品添加物表示
6. 原料・原産地表示制度

なお、食品添加物の不使用表示に関するガイドラインも示されている。

F 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（薬機法）

- 1) **薬機法の目的** この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下、医薬品）の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生上の向上を図ることを目的とする。

2) 薬機法の概要

- 第一章 総則(1条～)
- 第二章 地方薬事審議会(3条)
- 第三章 薬局(4条～)
- 第四章 医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業及び製造業(12条～)
- 第五章 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業等
 - 第一節 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業(23条2～)
 - 第二節 登録認証機関(23条2の23～)
- 第六章 再生医療等製品の製造販売業及び製造業(23条20～)
- 第七章 医薬品、医療機器及び再生医療機器等製品の販売業等
 - 第一節 医薬品の販売業(24条～)
 - 第二節 医療機器の販売業、貸与業及び修理業(39条～)
 - 第三節 再生医療等製品の販売業(40条5～)

第八章 医薬品等の基準及び検定(41条～)

第九章 医薬品等の取扱い

第一節 毒薬及び劇薬の取扱い(44条～)

第二節 医薬品の取扱い(49条～)

第三節 医薬部外品の取扱い(59条～)

第四節 化粧品等の取扱い(61条～)

第五節 医療機器の取扱い(63条～)

第六節 再生医療等製品の取扱い(65条2～)

第十章 医薬品等の広告(66条～)

第十一章 医薬品等の安全対策(68条2～)

第十二章 生物由来製品の特例(68条の16～)

第十三章 監督(69条～)

第十四章 医薬品等行政評価・監視委員会(76条3の4～)

第十五章 指定薬物の取扱い(76条4～)

第十六章 希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品等の指定等(77条～)

第十七章 雑則(78条～)

第十八章 罰則(83条6～)

附則

3) 薬機法と健康食品の関係

薬機法では、医薬品と特異な形状を有する食品(いわゆる健康食品：カプセル・錠剤など)とが混同されることがないように、との観点から健康食品に関わっている。この法規での「医薬品」は、病気の診断、治療、予防に用いることや、身体の構造、機能に影響を及ぼすことを目的としたもので、器具等ではないものと定義されている。また、健康食品に、この医薬品に該当する成分を配合したり、医薬品と紛らわしい効能などの表示・広告を行ったりすると薬機法に違反する。したがって、消費者には健康食品を医薬品的な誤認を与えるような食品を流通することは許されない。

○医薬品と食品との区別についての考え方(46通知)

昭和46年に厚生省薬務局長通知の中で、人が経口的に服用する物について「医薬品の範囲に関する基準」が定められている。以下の4点が、医薬品に該当するかどうか判断される。

- 1) 成分本質(原材料)
- 2) 効能効果
- 3) 形状
- 4) 用法用量

なお、医薬品とみなす範囲として、①効能効果、形状及び用法用量の如何にかかわらず、医薬品とされる成分本質が配合または含有されている場合は原則として医薬品とする。②医薬品とされる成分本質が配合または含有されていない場合であっても、効能効果、形状、用法用量が医薬品的である場合は原則として医薬品とみなす。

G 不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)

1) **景品表示法の目的** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

2) 景品表示法の概要

第一章 総則(1条～)

第二章 景品類及び表示に関する規制

第一節 景品類の制限及び禁止並びに不当な表示の禁止(4条～)

第二節 措置命令(7条)

第三節 課徴金(8条～)

第四節 景品類の提供及び表示の管理上の措置(26条～)

第五節 報告の徴収及び立入検査等(29条)

第三章 適格消費団体の差止請求権等(30条)

第四章 協定又は規約(31条～)

第五章 雑則(33条～)

第六章 罰則(38条～)

附則

3) 景品類の制限及び禁止並びに不当表示の禁止

1) 景品類の禁止(4条)

2) 不当な表示の禁止(5条)

不当表示として禁止されるものに「優良誤認」「有利誤認」及びその他の不当表示がある。

a. 優良誤認とは

商品または役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものより著しく優良であると示し、又事実と相違して商品、役務を供給している他の事業者よりも著しく優良であると示す表示あって、不当に顧客を誘引し、一般消費者の選択を阻害するおそれがあると認められるもの。

b. 有利誤認

商品又は役務の価格その他の取引条件について、他の事業者に係るものよりも取引等が著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの。

H 特定商取引法

1) 特定商取引法の目的 この法律は、特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、役務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引をいう。以下同じ。)を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2) 特定商取引法の概要

第一章 総則(第1条)

第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売

第一節 定義(第2条)

第二節 訪問販売(第3条～)

第三節 通信販売(第11条～)

第四節 電話勧誘販売(第16条～)

第五節 雑則(第26条～)

第三章 連鎖販売取引(第33条～)

第四章 特定継続的役務提供(第41条～)

第五章 役務提供誘引販売取引(第51条～)

第五章の二 訪問購入(第58条4～)

第五章の三 差止請求権(第58条18～)

第六章 雑則(第59条～)

第七章 罰則(第70条～) 附則

3) 特定商取引法の類型

特定商取引法には①訪問販売、②通信販売、③電話勧誘販売、④連鎖販売取引、⑤特定継続
役務提供、⑥役務提供誘引販売取引、⑦訪問購入がある。

4) 特定商取引法の規制

事業者に対して、消費者への適正な情報提供等の観点から①氏名等の明示の義務付け、②不
当な勧誘行為の禁止、③広告規制、④書面交付義務がある。また、民事ルールとして消費者と
事業者のトラブル防止と救済目的がある。

1) クーリング・オフとは

クーリング・オフとは消費者による契約の解除や取り消しを認め、事業者による損害賠償
請求の制限を設けている。これは消費者に頭を冷やして考え直す期間を与え、一定期間内
であれば、消費者が業者との間で締結した契約を一方的に解除できる制度である。訪問販売、
電話勧誘販売、特定継続役務提供、訪問購入は8日間、連鎖販売取引、役務提供誘引販売取
引は20日間、通信販売にはクーリングオフに関する規制はない。

I 消費者教育の推進に関する法律（消費者教育推進法）

1) 消費者教育推進法の目的 この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及
び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の
擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重
要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、
消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとと
もに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費
者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与すること
を目的とする。

2) 消費者教育推進法の概要

第一章 総則(第1条～)

第二章 基本方針等(第9条～)

第三章 基本的施策(第11条～)

第四章 消費者教育推進会議等(第19条～)

附則

3) 内容

1) 消費者教育とは

この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関
する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び
関心を深めるための教育を含む。)及びこれに準ずる啓発活動をいう。

2) 消費者市民社会とは

この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多
様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外
の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可
能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

3) 学校における消費者教育の推進

- ・国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。第三項において同じ。)の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。
- ・国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。
- ・国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする。

4) 大学等における消費者教育の推進

- ・国及び地方公共団体は、大学等(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条及び第十六条第二項において同じ。)において消費者教育が適切に行われるようにするため、大学等に対し、学生等の消費生活における被害を防止するための啓発その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。
- ・国及び地方公共団体は、大学等が行う前項の取組を促進するため、関係団体の協力を得つつ、学生等に対する援助に関する業務に従事する教職員に対し、研修の機会の確保、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

5) 人材の育成等

- ・国、地方公共団体及び国民生活センターは、消費者安全法に定める消費生活相談員その他の消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う者に対し、消費者教育に関する専門的知識を修得するための研修の実施、その他その資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。
- ・国及び地方公共団体は、大学等、研究機関、消費者団体その他の関係機関及び関係団体に対し、消費者教育を担う人材の育成及び資質の向上のための講座の開設その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

J 製造物責任法 (PL法)

- 1) **製造物責任法の目的** この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2) 製造物責任法の概要

- 1) 目的(1条)
- 2) 定義(2条)
- 3) 製造物責任(3条)
- 4) 免責事由(4条)
- 5) 期間の制限(5条)
- 6) 民法の適用(6条)

K 食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)が、令和元年10月1日に施行された。

- 1) **目的** この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。

2) 概要

・前文

- 第一章 総則(第1条～)
 - 第二章 基本方針等(第11条～)
 - 第三章 基本的施策(第14条～)
 - 第四章 食品ロス削減推進会議(第20条～)
- 附則

3) 法律の意義

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロスの問題については、2015年の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっている。

また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。この食品ロスを削減していくためには、国民がそれぞれの立場において主体的に課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

さらに、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

そこで、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、この法律を制定された。